



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年11月12日金曜日 第258号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 自衛官候補生の採用試験…………… (総務管理課) ……1301
- 知事指定薬物の指定の失効…………… (薬務衛生課) ……1301
- 解除予定保安林にする旨の通知…………… (森林整備課) ……1301
- 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧…………… (水産課) ……1302
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要…………… (東予地方局環境保全課) ……1302
- 道路の区域変更 (県道新居浜東港線) …… (東予地方局管理課) ……1304
- 建設業者の許可の取消し…………… (中予地方局管理課) ……1304
- 開発行為に関する工事の完了…………… (中予地方局建築指導課) ……1305

告 示

○愛媛県告示第1296号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和3年11月12日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文、適性検査、口述試験及び身体検査 令和3年11月20日（土）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
筆記試験、作文及び適性検査（WEB試験） 令和3年11月15日（月）0時から令和3年11月19日（金）15時の間で任意の時間 ※口述試験及び身体検査については令和3年11月20日（土）	任意の場所 ※口述試験及び身体検査については松山市南梅本町乙115番地	任意の場所 ※口述試験及び身体検査については陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1297号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和3年11月12日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1- [1- (ベンゾ [b] チオフェン-2-イル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類
- (2) N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル)メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類
- (3) キノリン-8-イル=3- [(4, 4-ジフルオロピペリジン-1-イル) スルフォニル] -4-メチルベンゾアート及びその塩類
- (4) N- (アダマンタン-1-イル) -1- (シクロヘキシルメチル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (5) 前各号に掲げる物を含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和3年10月31日

○愛媛県告示第1298号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年11月12日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

東温市山之内宇戸屋谷乙851の2、乙852の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1299号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年11月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

(東予地方局管内)

Table with 4 columns: 発起人の住所及び氏名, 加入区, 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称. Rows include 今治市美保町1丁目2-7 (森松忠俊), 今治市本町7丁目3-45 (大澤千敏), 今治市本町6丁目4-34 (青野文典), 今治, 愛媛県漁業協同組合.

(中予地方局管内)

Table with 4 columns: 発起人の住所及び氏名, 加入区, 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称. Rows include 松山市中島栗井30 (森政彦), 松山市睦月1495-1 (山本裕司), 松山市野忽那甲5 (尾崎隆幸), 中島, 愛媛県漁業協同組合.

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年11月12日から26日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

Table with 2 columns: 東予地方局管内の加入区, 中予地方局管内の加入区. Corresponding agencies: 東予地方局農林水産振興部今治支局水産課, 中予地方局農林水産振興部水産課.

○愛媛県告示第1300号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年11月12日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項

Z-3800

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 特定施設の能力, 工事の着手予定年月日, 工事の完成予定年月日. Values: 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)以下「政令」という。別表第1第27号ヌ 廃ガス洗浄施設, 処理ガス量1時間当たり400立方メートル処理, 許可後直ちに, 着手20か月後.

Table with 2 columns: 使用開始の予定年月日, 完成後直ちに. Table with 2 columns: 特定施設の使用時間間隔, 連続. Table with 2 columns: 特定施設の1日当たりの使用時間, 24時間. Table with 2 columns: 特定施設の使用の季節的変動の概要, 硫酸製造ライン停止時に使用. Table with 4 columns: 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値, 水素イオン濃度(水素指数), 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム), 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム), 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム), りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム). Values: 通常 3~5, 最大 1~7, 通常 130, 最大 200, 通常 2, 最大 10, 通常 0.1未満, 最大 0.1未満, 通常 0.1未満, 最大 0.1未満. Table with 2 columns: 汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル), 通常 4, 最大 7.

※特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設（NBT）へ送液する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	散気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 521.8 最大 1,242.1	通常 108.3 最大 184.2
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 494.4 最大 862.1	通常 24.3 最大 69.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 550.4 最大 717.6	通常 222.2 最大 240.9
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 26.0 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17,701 最大 21,397	通常 17,701 最大 21,397

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成21年1月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり10,800立方メートル処理		

汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 676.6 最大 1,162.6	通常 135.0 最大 287.7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 261.0 最大 881.5	通常 19.1 最大 71.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 844.4 最大 1,500.2	通常 169.1 最大 212.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.3 最大 31.9	通常 2.3 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,109 最大 9,695	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.7 最大 35.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28.7 最大 69.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 27.5 最大 100.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 255,005 最大 339,105	

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
------------	---------------	--------------------------

化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常	9.3
	最大	20.0
浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常	21.0
	最大	60.0
窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常	6.0
	最大	10.0

りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常	0.5
	最大	1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	17,174
	最大	33,000

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第1301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年11月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市観音原町941番19から 同市東田1丁目甲1234番2まで	旧	メートル 10.0～18.8 及び 11.3～37.0	キロメートル 0.770 及び 0.462	
			新	10.0～18.8 及び 14.8～37.0	0.770 及び 0.652	

○愛媛県告示第1302号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年11月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 理 由 とな った 事 実
(般-1)第15710号	令和2年 3月4日	ワタルハウス(株)	長谷川 互	松山市道後町2-3-23	令和3年 10月4日	大工工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-1)第18272号	令和元年 5月14日	(株) c o s h a	二神 賢勇	松山市朝生田町7-1-14	令和3年 10月7日	解体工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-29)第9682号	平成29年 12月13日	伊豫商事(株)	稲森 和行	松山市空港通3-9-31	令和3年 10月12日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-1)第18366号	令和元年 10月24日	(株) プロジェクトK	宮崎 敬介	松山市南斎院町1108-1 ユーマンM102号	令和3年 10月13日	土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・レンガ・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特-28)第16934号	平成28年 11月16日	(株) J・H・S	兵頭 義紀	松山市永木町2-1-25	令和3年 10月19日	建築工事業	建設業の廃止
(般-28)第8037号	平成28年 12月15日	木村建築	木村 香	松山市山西町920-5	令和3年 10月22日	建築工事業	建設業の廃止
(般-3)第6338号	令和3年 8月19日	(株) マツモト	松本 仁	松山市南吉田町2189-1	令和3年 10月26日	建具工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-1)第9434号	令和2年 2月5日	(株) ナガノ	長野 好真	松山市安城寺町1091-2	令和3年 10月28日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-28)第10349号	平成28年 11月18日	(株) 関西建機工業	吉末 修	松山市小坂5-4-18 ケンキビル4F2号	令和3年 10月29日	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年11月12日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
3中局建(開)第28号 令和3年11月5日	伊予郡松前町大字徳丸字豆腐672番3	松山市居相5丁目6番12号 ユキコート椿202号 安 永 旭 伯 安 永 望 美